

全管連発23第108号
平成23年5月6日

会 員 各 位

全管連救援対策本部
本部長 大澤規郎

東日本大震災に係る義援金のお礼と報告について（第13報）

この度の標記大震災につきましては、義援金を会員各位（特に被害が甚大な5県・岩手、宮城、福島、茨城、千葉を除く。）に募ったところ、添付資料のとおり義援金をお寄せ頂き厚く御礼申し上げます。

この義援金七千七百万円の日録を、さる4月28日に厚生労働省におきまして大澤会長から大塚労働副大臣にお渡しいたしましたことをご報告申し上げます。

なお、政府にお渡した東日本大震災義援金は、地方公共団体を通じて、被災者の方々へ届けられることとなっております。

厳しい経済情勢の中で会員各位の多大なご協力を賜り心から御礼申し上げます。

添付資料

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. お寄せ頂いた義援金の内訳 | 全管連（1枚） |
| 2. 被災地の状況と今後の見通し | 日水協（3枚） |
| 3. 東日本大震災の被害状況及び対応について | 厚労省（8枚） |

本件に関する問合せ先 事務局・佐藤、依田（電話03-3949-7312）

（参考）全管連HP会員通知（ユーザ名 zenkan パスワード souritu50）

- ・水道施設の使用材料等に関する事前報告書について（平成23年2月）
- ・地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル（平成22年11月1日）
- ・災害時に備えたレンタル機材及び資材の確保・調達のための協定締結事例集

東北地方太平洋沖地震義援金

平成23年4月28日現在

(単位：円)

| No. | 組合名 | 金額 | No. | 組合名 | 金額 |
|-----|-------|-----------|-----|---------------------------------|------------|
| 1 | 北海道・連 | 1,600,000 | 23 | 和歌山・連 | 1,911,000 |
| 2 | 秋田・連 | 907,224 | 24 | 兵庫・連 | 9,384,372 |
| 3 | 山形・連 | 592,000 | 25 | 広島・連 | 1,200,000 |
| 4 | 栃木・連 | 1,548,000 | 26 | 鳥取・連 | 100,000 |
| 5 | 群馬 | 100,000 | 27 | 松江 | 50,000 |
| 6 | 埼玉・連 | 5,476,000 | 28 | 山口・連 | 40,000 |
| 7 | 東京・連 | 3,530,000 | 29 | 山口・市 | 20,000 |
| 8 | 神奈川・連 | 3,000,000 | 30 | 四国ブロック会 (香川・連、徳島 愛媛・連、高知) | 400,000 |
| 9 | 甲府 | 30,000 | | | |
| 10 | 新潟・連 | 4,124,000 | | | |
| 11 | 長野・連 | 621,000 | 31 | 香川・連 | 500,000 |
| 12 | 長野・協 | 87,000 | 32 | 愛媛・連 | 520,000 |
| 13 | 富山・連 | 722,000 | 33 | 福岡・連 | 1,062,000 |
| 14 | 福井・連 | 500,000 | 34 | 佐賀・連 | 400,000 |
| 15 | 愛知・連 | 2,300,000 | 35 | 長崎・連 | 700,000 |
| 16 | 岐阜 | 2,625,000 | 36 | 熊本・連 | 1,900,000 |
| 17 | 静岡・連 | 1,000,000 | 37 | 大分・連 | 1,000,000 |
| 18 | 三重・連 | 200,000 | 38 | 宮崎・連 | 800,000 |
| 19 | 滋賀・連 | 500,000 | 39 | 鹿児島・連 | 1,000,000 |
| 20 | 京都・連 | 7,197,511 | 40 | 沖縄・連 | 700,000 |
| 21 | 大阪・連 | 7,760,000 | 41 | 橋本総業株 | 10,000,000 |
| 22 | 奈良県 | 300,000 | 42 | 全管連本部 | 592,893 |
| | | | | 合計 | 77,000,000 |

被災地の状況と今後の見通し

(東北地方太平洋沖地震)

| 県 | 被災事業体 | 応援要請 | | 現在の応急対策状況 | | 日水協の応援内容 | 特記事項 |
|---------------------|-------|------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 給水 | 復旧 | | 断水・通水状況 | | |
| 岩手県 (断水戸数約2・5万戸) | 大船渡市 | 有 | 有 | 【応急給水】 ・応急給水実施中 | 断水戸数 5,100戸 | ・4月20日現在、給水車 14台 | ・市役所建屋は無傷 |
| | | | | 【応急復旧】 | | ・仮設配管計画作成支援 (盛岡市対応) | |
| | 陸前高田市 | 有 | 有 | 【応急給水】 ・応急給水実施中 | 断水戸数 7,162戸 | ・4月20日現在、給水車 21台 | ・市役所建屋が被害を受け、対策本部を 高台の学校給食センターに設置 |
| | | | | 【応急復旧】 | | ・技術者2名の支援 (県内に対応) ・復旧計画作成支援 (大阪市対応) | ・津波により被害を受けた竹駒第1水 源から高田配水池への通水は、4月25 日を目途に作業を進める。 ・広田半島は、漏水調査ができない状 況であり、現在井戸掘削を計画 |
| | 釜石市 | 有 | 無 | 【応急給水】 ・応急給水実施中 | 断水戸数 4,920戸 | ・4月20日現在、給水車1 台 | |
| | | | | 【応急復旧】 ・被害調査の困難な地域が多く、現段階では 日水協の応援は不要 | | | |
| | 大槌町 | 有 | 無 | 【応急給水】 ・応急給水実施中 | 断水戸数 3,238戸 | ・4月20日現在、給水車2 台 | ・町役場は壊滅的な被害 |
| | | | | 【応急復旧】 ・被害調査の困難な地域が多く、現段階では 日水協の応援は不要 | | | |
| | 宮古市 | 有 | 無 | 【応急給水】 ・自前で応急給水実施中 | 断水戸数 949戸 | ・応急給水支援終了 | |
| | | | | 【応急復旧】 ・応急復旧の応援は不要 ・復旧率97%(津波被災地区を除く) | | | |
| 山田町 | 有 | 無 | 【応急給水】 ・応急給水実施中 | 断水戸数 3,060戸 | ・4月20日現在、給水車1 台 | | |
| | | | 【応急復旧】 ・町内業者4班体制での仮設配管工事の実 施等により、津波被害地区以外の未復旧戸 数は、300戸程度となる見込み | | | | |

被災地の状況と今後の見通し
 (東北地方太平洋沖地震)

| 県 | 被災事業体 | 応援要請 | | 現在の応急対策状況 | | 日水協の応援内容 | 特記事項 |
|---------------------|----------------------|------|----|-------------------------------------------------------|------------------|------------------------------|--------------------------|
| | | 給水 | 復旧 | | 断水・通水状況 | | |
| 宮城県 (断水戸数約5・2万戸) | 仙台市 | 有 | 有 | 【応急給水】 一部地域で応急給水実施中 | 断水戸数 6,400戸 | ・応急給水支援終了 | |
| | | | | 【応急復旧】 ・津波被害のあった地域を除き復旧済み | | ・日水協中部地方支部、東京都、札幌市が漏水調査実施 | |
| | 石巻広域水道 (石巻市、東松島市) | 有 | 有 | 【応急給水】 ・応急給水実施中 | 断水戸数 17,007戸 | ・4月20日現在、給水車17台 | |
| | | | | 【応急復旧】 ・漏水調査、漏水修理を実施中 ・復旧率約80% | | ・日水協中部地方支部の17隊、北海道支部3隊で実施 | ・すべて自己水源 |
| | 名取市 | 有 | 有 | 【応急給水】 ・応急給水実施中 | 断水戸数 約2,200戸 | ・4月20日現在、給水車2台 | |
| | | | | 【応急復旧】 ・応急復旧支援、漏水調査実施中 | ・県水受水 4月12日再開 | ・日水協中部地方支部(新潟市)が応急復旧計画作成等を実施 | |
| | 山元町 | 有 | 未定 | 【応急給水】 ・自前で応急給水実施中 | 断水戸数 約2,019戸 | ・応急給水支援終了 | |
| | | | | 【応急復旧】 ・漏水調査、漏水修理実施中 | ・県水受水 4月11日再開 | | |
| | 南三陸町 | 有 | 未定 | 【応急給水】 ・応急給水実施中 | 断水戸数 約5,016戸 | ・4月20日現在、給水車8台 | |
| | | | | 【応急復旧】 ・浅井戸水源は、塩分を含んでいるため使用不可能 ・簡易浄水設備2基を、現在試験中 | | | ・すべての水源(浅井戸)が津波により使用できない |

被災地の状況と今後の見通し

(東北地方太平洋沖地震)

| 県 | 被災事業体 | 応援要請 | | 現在の応急対策状況 | | 断水・通水状況 | 日水協の応援内容 | 特記事項 | |
|---------------------|---------|------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------|--|----------------|-----------|---------|--|
| | | 給水 | 復旧 | | | | | | |
| 福島県 (断水戸数約6・6千戸) | いわき市 | 有 | 有 | 【応急給水】 ・津波被害地域を除く、ほぼ全域で給水を確保できたことから、給水応援は4月20日をもって終了 | | 断水戸数 2,700戸 | ・応急給水支援終了 | | |
| | | | | 【応急復旧】 ・3月22日以降、本格的に応急復旧に取り組み、4月20日現在の復旧率は98.2% | | | ・応急復旧支援終了 | | |
| | その他の事業体 | | | ・福島市(55戸)、相馬地方水道企業団(3,200戸)(相馬市、新地町)では、自前で応急給水実施中 | | | | | |
| 茨城県 (断水戸数約8・3千戸) | 茨城県企業局 | 無 | 無 | 【応急復旧】 | | | ・応急復旧終了 | | |
| | 神栖市 | 無 | 無 | 【応急給水】 ・自前及び市民所有井戸水で応急給水実施中 | | 断水戸数 6,627戸 | | | |
| | | | | 【応急復旧】 ・液状化現象の影響で配水管復旧は難航 | | | | | |
| | 日立市 | 無 | 無 | 【応急給水】 | | | | ・応急給水終了 | |
| 【応急復旧】 | | | | | | | ・応急復旧終了 | | |
| その他の事業体 | | | ・潮来市:断水戸数約1,700戸、液状化現象の影響で配水管復旧は一部難航 | | | | | | |
| 千葉県 (断水戸数0戸) | 千葉県水道局 | 有 | 有 | 【応急給水】 | | | ・応急給水終了 | | |
| | | | | 【応急復旧】 | | | ・応急復旧終了 | | |
| | 香取市 | 有 | 有 | 【応急給水】 | | | | ・応急給水終了 | |
| | | | | 【応急復旧】 | | | ・応急復旧終了 | | |

※ 断水戸数には、厚生労働省発表数値(4月20日)であり、住居不可能地区(津波被災等)を含む

平成23年（2011年）東日本大震災の被害状況及び対応について（第63報）

厚生労働省
※下線部が前回からの変更点

<水道関係抜粋>

2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況

(5) 水道の被害状況（5月2日11時00分現在）

→復旧状況の経過等は別紙3「水道の被害状況」参照

①被害状況

4県で少なくとも7.5万戸で断水被害が生じている状況（4月28日11時00分時点では7.6万戸断水）^{※1}。これまでに復旧した総数^{※2}は221万戸（前回では、221万戸）

※1 4月8日以降は、3月11日の本震等によるものに、4月7日、4月11日及び4月12日の余震によるものを加えた

※2 復旧戸数については、3月11日の本震等で断水しその後復旧したものが、4月7日、4月11日及び4月12日の余震で再び断水し復旧した場合、重複して計上している場合がある

②応急給水・復旧への対応（日本水道協会による対応）

- ・日本水道協会及び各都市の技術職員を派遣し、被災市町村の断水調査、応急復旧計画の策定などの支援活動を実施（全国の水道事業者による給水車の派遣、応急給水も継続）
- ・今回の震災により破損した水道施設の復旧作業を迅速かつ円滑に進めるため、関係者で構成する東日本大震災水道復旧対策特別本部を設置

【構成団体・機関】

（社）日本水道協会（日水協）、全日本水道労働組合（全水道）、全日本自治団体労働組合（自治労）、全国簡易水道協議会（簡水協）、（社）日本水道工業団体連合会（水団連）、全国管工事業協同組合連合会（全管連）、（財）水道技術研究センター、厚生労働省（健康局水道課）

[3月20日第1回会合] 特別本部設置を決定し、被災地の応急給水、水道の復旧について情報交換

[3月26日第2回会合] 応援給水や水道復旧のための技術者派遣や車両の燃料調達方法について情報交換し、必要な改善方を検討

[4月5日第3回会合] 現地の復旧の進捗状況について情報交換し、水道水中の放射性物質のモニタリングについて意見交換

[4月22日第4回会合] 現地の復旧の進捗状況について情報交換し、津波による被災地域の復興方策及び水道水における放射性物質対策について意見交換

(9) 原発事故関係

→これまでの経過等は別紙7「原発事故関係」参照

②水道の対応

- 原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、
 - ①指標値（放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること
 - ②生活用水としての利用には問題がないこと
 - ③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと
- 等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、21日）
- 水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆盖など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知（3月26日）
- 厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼（3月31日）

- 水道水中の放射性物質に関する指標等について、①当分の間、現行の指標等を維持すること、②水道水中の放射性物質のモニタリング方針、③検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方等を公表するとともに、各水道事業者等へ通知（4月4日）

- 厚生科学審議会生活環境水道部会を開催し、原子力発電所の事故を受けた水道水中の放射性物質に関する取組を報告、審議し、「水道水における放射性物質対策検討会」の設置を決定（4月19日）

- 水道水における放射性物質対策検討会（第1回）を開催し、取組状況を報告するとともに、水道水への放射性物質の影響メカニズムを検討（4月25日）

- 食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況について、関係都県の報告を基に厚生労働省で取りまとめた内容を関係都県に通知（4月28日）

- 水道水の放射性物質の調査結果を公表（直近発表過去4回分）
 - [4月28日]福島県内78データ及び福島県以外201データ
 - [4月29日]福島県内117データ
 - [4月30日]福島県内85データ
 - [5月1日]福島県内104データ
- 【直近調査結果状況】4月28日から5月1日に入手した585のうち指標等超過0件

- 調査結果に基づき以下のとおり対応

| | 水道事業者等 | 乳児 | | 一般 | |
|-----|------------------|------|----|------|-----|
| | | 開始 | 解除 | 開始 | 解除 |
| 福島県 | 飯舘村飯舘簡易水道事業（飯舘村） | 3/21 | | 3/21 | 4/1 |

| | | | | | |
|-----|------------------------------|------|------|--|--|
| | 伊達市月舘簡易水道事業（伊達市） | 3/22 | 3/26 | | |
| | | 3/27 | 4/1 | | |
| | 川俣町水道事業（川俣町） | 3/22 | 3/25 | | |
| | 郡山市上水道事業（郡山市） | 3/22 | 3/25 | | |
| | 南相馬市原町水道事業（南相馬市） | 3/22 | 3/30 | | |
| | 田村市水道事業（田村市） | 3/22 | 3/23 | | |
| | | 3/26 | 3/28 | | |
| | いわき市水道事業（いわき市） | 3/23 | 3/31 | | |
| 茨城県 | 東海村上水道事業（東海村） | 3/23 | 3/26 | | |
| | 水府地区北部簡易水道事業（常陸太田市） | 3/23 | 3/26 | | |
| | 北茨城市上水道事業（北茨城市） | 3/24 | 3/27 | | |
| | 日立市水道事業（日立市） | 3/24 | 3/26 | | |
| | 笠間市上水道事業（笠間市） | 3/24 | 3/27 | | |
| | 古河市水道事業（古河市） | 3/25 | 3/25 | | |
| | 茨城県南水道企業団上水道事業（取手市） | 3/25 | 3/26 | | |
| 栃木県 | 宇都宮市上水道事業（宇都宮市） | 3/25 | 3/25 | | |
| | 野木町水道事業（野木町） | 3/25 | 3/26 | | |
| 千葉県 | 千葉県水道事業 （ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場） | 3/23 | 3/25 | | |
| | （柏井浄水場（東側施設）） | 3/26 | 3/27 | | |
| | 北千葉広域水道用水供給事業 | 3/23 | 3/26 | | |
| | 印旛広域水道用水供給事業 | 3/26 | 3/27 | | |
| 東京都 | 東京都水道事業（23区5市） | 3/23 | 3/24 | | |

※「乳児」は乳児による摂取制限、「一般」は住民による摂取制限を示す

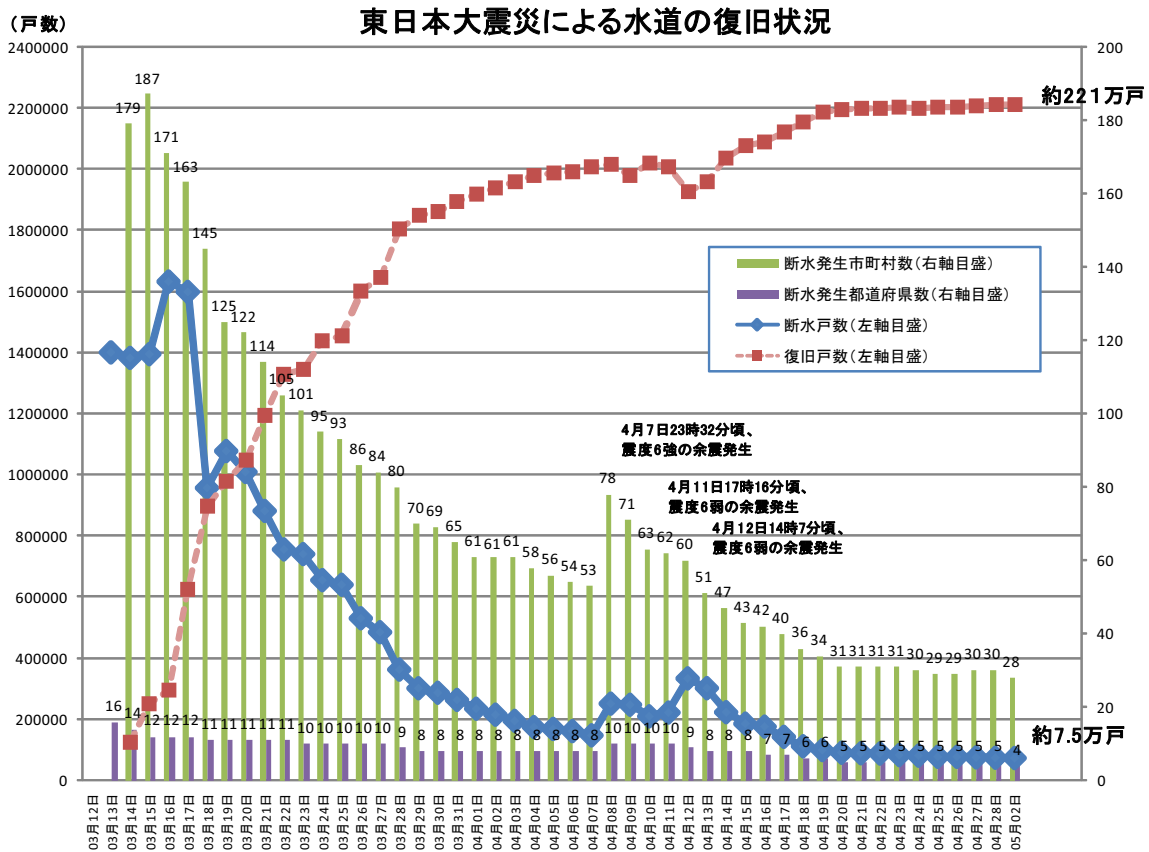
また、「開始」「解除」はそれぞれ当該摂取制限及び広報の開始、解除を示す

※福島県飯舘村については、乳児に対する指標等を下回っているものの、村独自の判断で、乳児に対する摂取制限及び広報を実施

【水道の被害状況】

平成23年5月2日11時00分現在

①復旧状況の経過



②県別の被害状況について

1) 岩手県 <約2.4万戸断水>

| | |
|-------|--------------------------------------------|
| 大船渡市 | : 断水 15,600戸→断水 3,600戸 (復旧12,000戸) (応急給水中) |
| 陸前高田市 | : 断水 8,000戸→断水 7,162戸 (復旧 838戸) (応急給水中) |
| 釜石市 | : 断水 12,904戸→断水 4,864戸 (復旧 8,040戸) (応急給水中) |
| 大槌町 | : 断水 5,605戸→断水 3,238戸 (復旧 2,367戸) (応急給水中) |
| 宮古市 | : 断水 11,090戸→断水 945戸 (復旧10,145戸) |
| 山田町 | : 断水 6,000戸→断水 3,025戸 (復旧 2,975戸) (応急給水中) |
| 岩泉町 | : 断水 670戸→断水 40戸 (復旧 630戸) |
| 田野畑村 | : 断水 395戸→断水 355戸 (復旧 40戸) |
| 野田村 | : 断水 1,680戸→断水 300戸 (復旧 1,380戸) |

復旧済み

盛岡市、岩手町、滝沢村、雫石町、葛巻町、矢巾町、紫波町、花巻市、遠野市、北上市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、久慈市、普代村、洋野町、二戸市、一戸町、一関市

2) 宮城県 <約4.4万戸断水>

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 塩竈市 | : 断水 25,852戸→断水 115戸 (復旧 25,737戸) |
| 仙台市 | : 断水209,500戸→断水 6,400戸 (復旧203,100戸) |

気仙沼市 : 断水 25,809戸→断水10,689戸(復旧 15,120戸) (応急給水中)
 多賀城市 : 断水 22,485戸→断水 145戸(復旧 22,340戸)
 女川町 : 断水 3,049戸→断水 2,049戸(復旧 1,000戸) (応急給水中)
 岩沼市 : 断水 15,979戸→断水 609戸(復旧 15,370戸)
 名取市 : 断水 9,200戸→断水 2,200戸(復旧 7,000戸) (応急給水中)
 亘理町 : 断水 11,847戸→断水 995戸(復旧 10,852戸)
 七ヶ浜町 : 断水 6,518戸→断水 250戸(復旧 6,268戸)
 山元町 : 断水 5,453戸→断水 1,388戸(復旧 4,065戸)

石巻広域水道(石巻市、東松島市)

: 断水 75,673戸→断水14,601戸(復旧 61,072戸) (応急給水中)

南三陸町 : 断水 5,066戸→断水 5,016戸(復旧 50戸) (応急給水中)

復旧済み

村田町、角田市、松島町、白石市、涌谷町、丸森町、大河原町、大和町、大衡村、富谷町、川崎町、利府町、色麻町、蔵王町、加美町、美里町、登米市、栗原市、大郷町、大崎市、柴田町、七ヶ宿町

3) 福島県 <約4,900戸断水>

福島市 : 断水111,000戸→断水 23戸(復旧110,977戸)

南相馬市 : 断水 17,500戸→断水 500戸(復旧 17,000戸)

いわき市 : 断水130,000戸→断水 1,200戸(復旧128,800戸) (応急給水中)

相馬地方水道企業団(相馬市、新地町)

: 断水 20,940戸→断水 3,200戸(復旧 17,740戸)

復旧済み

福島地方水道用水供給事業、白河地方水道用水供給企業団、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、玉川村、三春町、小野町、平田村、中島村、棚倉町、矢祭町、会津若松市、猪苗代町、国見町、天栄村、泉崎村、田村市、白河市、西郷村、郡山市、須賀川市、鏡石町、飯舘村、鮫川村、矢吹町

※双葉地方水道企業団(双葉町他4町)、南相馬市の一部、浪江町及び葛尾村は、避難指示等により被害調査を含め一切の活動を停止

4) 茨城県 <約1,800戸断水>

神栖市 : 断水 28,931戸→断水 1,806戸(復旧27,125戸)

復旧済み

水戸市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、鉾田市、小美玉市、城里町、美浦村、河内町、八千代町、利根町、土浦市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、日立市、大洗町、高萩市、常陸大宮市、東海村、大子町、ひたちなか市、那珂市、茨城町、石岡市、稲敷市、行方市、桜川市、北茨城市、鹿嶋市、潮来市

◎区域内のすべての水道が復旧済みの都道県

北海道、青森県、秋田県、山形県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、栃木県

※(応急給水中)については報告のあったもののみ記載

【原発事故関係】

○原発事故に伴う水道・食品の対応

【水道】

- ・ 原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、
 - ①指標値（放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること
 - ②生活用水としての利用には問題がないこと
 - ③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと
- 等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、21日）
- ・ 水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知（3月26日）
- ・ 厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼（3月31日）
- ・ 水道水中の放射性物質に関する指標等について、①当分の間、現行の指標等を維持すること、②水道水中の放射性物質のモニタリング方針、③検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方等を公表するとともに、各水道事業者等へ通知（4月4日）
- ・ 厚生科学審議会生活環境水道部会を開催し、原子力発電所の事故を受けた水道水中の放射性物質に関する取組を報告、審議し、「水道水における放射性物質対策検討会」の設置を決定（4月19日）
- ・ 水道水における放射性物質対策検討会（第1回）を開催し、取組状況を報告するとともに、水道水への放射性物質の影響メカニズムを検討（4月25日）
- ・ 食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況について、関係都県の報告を基に厚生労働省で取りまとめた内容を関係都県に通知（4月28日）

- ・ 水道水の放射性物質の調査結果について公表
 - [3月19日]福島県川俣町等県内6カ所
 - [3月21日]福島県飯舘村
 - [3月21日]福島県内7カ所
 - [3月22日]福島県内7カ所（3月21日調査）及び6カ所（3月16日～19日調査）
 - [3月23日]福島県内5カ所及び東京都内3カ所
 - [3月23日]茨城県内7カ所
 - [3月24日]千葉県内3カ所及び福島県内4カ所
 - [3月24日]茨城県内19カ所
 - [3月25日]栃木県宇都宮市
 - [3月25日]福島県内15カ所
 - [3月25日]茨城県内38カ所及び千葉県内1カ所
 - [3月26日]福島県内12カ所
 - [3月27日]福島県内16カ所及び千葉県内6カ所

[3月28日] 福島県内 13カ所及び千葉県内 6カ所
[3月29日] 福島県内 67カ所
[3月29日] 福島県内 46カ所
[3月29日] 福島県内 49カ所
[3月30日] 福島県内 14カ所
[3月30日] 福島県内 133カ所
[3月31日] 福島県内 73カ所
[3月31日] 福島県内 13カ所
[4月1日] 福島県内 76カ所
[4月2日] 福島県内 109カ所
[4月3日] 福島県内 129カ所
[4月4日] 福島県内 119カ所
[4月5日] 福島県内 17データ及び福島県以外 96データ
[4月6日] 福島県内 64データ及び福島県以外 91データ
[4月6日] 福島県内 40データ
[4月7日] 福島県内 114データ及び福島県以外 246データ
[4月8日] 福島県内 72データ及び福島県以外 641データ
[4月9日] 福島県内 141データ及び福島県以外 45データ
[4月10日] 福島県内 92データ及び福島県以外 45データ
[4月11日] 福島県内 113データ及び福島県以外 287データ
[4月12日] 福島県内 93データ及び福島県以外 248データ
[4月13日] 福島県内 104データ及び福島県以外 102データ
[4月14日] 福島県内 77データ及び福島県以外 514データ
[4月15日] 福島県内 107データ及び福島県以外 174データ
[4月16日] 福島県内 51データ及び福島県以外 45データ
[4月17日] 福島県内 109データ及び福島県以外 45データ
[4月18日] 福島県内 112データ及び福島県以外 270データ
[4月19日] 福島県内 106データ及び福島県以外 171データ
[4月20日] 福島県内 60データ及び福島県以外 230データ
[4月21日] 福島県内 122データ及び福島県以外 213データ
[4月22日] 福島県内 141データ及び福島県以外 287データ
[4月23日] 福島県内 93データ及び福島県以外 45データ
[4月24日] 福島県内 84データ及び福島県以外 45データ
[4月25日] 福島県内 106データ及び福島県以外 190データ
[4月26日] 福島県内 81データ及び福島県以外 739データ
[4月27日] 福島県内 109データ及び福島県以外 209データ
[4月28日] 福島県内 78データ及び福島県以外 201データ
[4月29日] 福島県内 117データ
[4月30日] 福島県内 85データ
[5月1日] 福島県内 104データ

【直近調査結果状況】 4月28日から5月1日に入手した 585のうち指標等超過0件

・ 調査結果に基づき以下のとおり対応

| | 水道事業者等 | 乳児 | | 一般 | |
|----------------|------------------------------|------|------|------|-----|
| | | 開始 | 解除 | 開始 | 解除 |
| 福島県 | 飯舘村飯舘簡易水道事業（飯舘村） | 3/21 | | 3/21 | 4/1 |
| | 伊達市月舘簡易水道事業（伊達市） | 3/22 | 3/26 | | |
| | | 3/27 | 4/1 | | |
| | 川俣町水道事業（川俣町） | 3/22 | 3/25 | | |
| | 郡山市上水道事業（郡山市） | 3/22 | 3/25 | | |
| | 南相馬市原町水道事業（南相馬市） | 3/22 | 3/30 | | |
| | 田村市水道事業（田村市） | 3/22 | 3/23 | | |
| | | 3/26 | 3/28 | | |
| いわき市水道事業（いわき市） | 3/23 | 3/31 | | | |
| 茨城県 | 東海村上水道事業（東海村） | 3/23 | 3/26 | | |
| | 水府地区北部簡易水道事業（常陸太田市） | 3/23 | 3/26 | | |
| | 北茨城市上水道事業（北茨城市） | 3/24 | 3/27 | | |
| | 日立市水道事業（日立市） | 3/24 | 3/26 | | |
| | 笠間市上水道事業（笠間市） | 3/24 | 3/27 | | |
| | 古河市水道事業（古河市） | 3/25 | 3/25 | | |
| | 茨城県南水道企業団上水道事業（取手市） | 3/25 | 3/26 | | |
| 栃木県 | 宇都宮市上水道事業（宇都宮市） | 3/25 | 3/25 | | |
| | 野木町水道事業（野木町） | 3/25 | 3/26 | | |
| 千葉県 | 千葉県水道事業 （ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場） | 3/23 | 3/25 | | |
| | （柏井浄水場（東側施設）） | 3/26 | 3/27 | | |
| | 北千葉広域水道用水供給事業 | 3/23 | 3/26 | | |
| | 印旛広域水道用水供給事業 | 3/26 | 3/27 | | |
| 東京都 | 東京都水道事業（23区5市） | 3/23 | 3/24 | | |

※「乳児」は乳児による摂取制限、「一般」は住民による摂取制限を示す

また、「開始」「解除」はそれぞれ当該摂取制限及び広報の開始、解除を示す

※福島県飯舘村については、乳児に対する指標等を下回っているものの、村独自の判断で、乳児に対する摂取制限及び広報を実施